

全国民生委員互助事業 給付金申請の時期と留意事項について【令和7年度】

	種別	金額	申請できる期間 (いずれも最長で 発生後1年以内)	申請のタイミング	留意事項
公務関係	公務死亡	10～20万円	発生後直ちに～ 発生後最長1年以内	発生後、できるだけ速やかに申請してください。	必要書類の添付
	公務傷害見舞	2～15万円	発生後最長1年以内	<p><重度の後遺障がいや長期（180日以上）の入院を伴わない負傷の場合> 事故発生後、治療中であってもできるだけ速やかに申請ください。</p> <p><重度の後遺障がいや長期（180日以上）の入院を伴う場合> 治療期間が180日に達した時点で速やかに申請ください。</p>	<p>必要書類の添付</p> <p>※医師の診断書(原本)は、原則として受傷後1か月以内の取得をお願いします。</p> <p>※入院中等完治していなくとも、治療期間が180日に達した時点で速やかに申請してください。</p>
	公務疾病見舞	2～15万円	発生後最長1年以内	<p><完治した場合> 完治後、できるだけ速やかに申請してください。</p> <p><治療中の場合> 治療期間が180日に達した時点で速やかに申請ください。</p>	<p>必要書類の添付</p> <p>※医師の診断書(原本)は、原則として発症後1か月以内の取得をお願いします。</p> <p>※入院中等完治していなくとも、治療期間が180日に達した時点で速やかに申請してください。</p>
一般給付	一般死亡	3万円	発生後直ちに～ 発生後最長1年以内	発生後、速やかに申請してください。	死亡年月日の記入
	配偶者死亡	1万円	発生後直ちに～ 発生後最長1年以内	発生後、速やかに申請してください。	死亡年月日の記入
	一般傷病 療養1か月以上2か月未満 (31日～60日)	8千円	完治後直ちに～ 発生後最長1年以内	全治期間が31日～60日で確定したら、速やかに申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事由によるものは1回のみ申請可 ・全治期間の記入
	一般傷病 療養2か月以上 (61日～)	1万円	発生から2か月経過後～発生後最長1年以内	治療期間が2か月(61日)に達した場合は、治療中でも申請可能です。2か月(61日)に達した時点で、速やかに申請してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事由によるものは1回のみ申請可 ・全治期間の記入 ・治療中の場合は「発生日～治療中」と記入
	災害見舞 (全壊・大規模半壊・中規模半壊)	10万円	発生後直ちに～ 発生後最長1年以内	発生後、関係官公署より罹災証明書(コピー可)を取得のうえ、速やかに申請してください。	罹災証明書による被害区分(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊)、被災の年月日・災害の種類や名称(台風〇号、▽▽地震、火災等)の記入
	(半壊・準半壊)	5万円			
退任慰労 (在任3年を超える9年未満) (在任9年以上15年未満) (在任15年以上)	3千円 5千円 7千円	発生後直ちに～ 発生後最長1年以内	発生後、速やかに申請してください。	<p>退任年月日と在任期間の記入</p> <p>※令和10年12月1日(一斉改選に伴う11月30日退任者)より「在任9年以上一律5千円」の一区分に改定</p>	

※申請のタイミング：治療期間が長期にわたる場合であっても、一定期間（公務傷害・公務疾病180日、一般傷病61日）に達した時点で申請手続きを行ってください。

※申請できる期間：取扱要領より「申請は、事故発生後1年以内に行うこと」としています。「1年以内」とは事故発生日から全社協に申請書類が到着するまでの期間とします。発生から1年を超えた申請は給付対象外となりますので、できるだけ速やかに申請してください。